長野県からのお知らせです

2012.9.25

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準の条例化に伴う「食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例」の一部改正案について、県民の皆様からのご意見を募集します

これまで食品衛生法等に、必要な検査を行うための設備、機器、職員の配置に関する基準が定められており、長野県ではこれに従って検査施設を設置していました。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いこれらの基準を地方自治体が条例で定めることとされたことから、広く県民の皆様からご意見を募集します。

1　募集事項

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準の条例化に伴う「食品衛生法に基づく営業の施設の基準等に関する条例」の一部改正案に対するご意見

2　募集期間

平成 24 年９月 25 日（火）から平成 24 年 10 月 24 日（水）まで

3　改正案の閲覧方法

次のリンクからご覧いただけます。

また、行政情報センター（県庁西庁舎１階）、各地方事務所の行政情報コーナー、県食品・生活衛生課、各保健福祉事務所でご覧いただけます。

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準の条例化に伴う「食品衛生法に基づく営業の施設の基準等に関する条例」の一部改正案（PDF 形式 2ﾍﾟｰｼﾞ/154KB）

4　意見の提出方法及び提出先

「意見提出用紙」(PDF）の様式により、長野県健康福祉部食品・生活衛生課あてに、次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

ア　郵　送　　〒380-8570　長野県健康福祉部食品・生活衛生課あて
（県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。）

イ　ファクシミリ　026-232-7288

ウ　電子メール　shokusei@pref.nagano.lg.jp

5　ご意見の取扱い

提出していただいたご意見については、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する県の考え方とともに公表いたします。なお、住所、氏名など個人に関する情報は、公開しないことはもとより、他の目的で使用することは一切ありません。

6　注意事項

(1) 電話によるご意見の提出はご遠慮ください。
(2) ご意見の提出は、日本語に限らせていただきます。
(3) 意見提出用紙には、氏名又は名称、住所又は所在地を必ず明記してください。
(4) ご意見のうち、趣旨が不明瞭なものなどについては、県の考え方を示さない場合があります。

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
（電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子ﾒｰﾙ shokusei@pref.nagano.lg.jp）
・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口